

- 議長（河野） 2番、三好和幸君。
- 2番（三好和） はい、議長。 2番、三好和幸です。
- 議長（河野） 三好君。
- 2番（三好和） はい。
- 議長（河野） なお、三好君は一問一答であります。 1問目の質問を許します。
- 2番（三好和） 失礼します。 2番、日本共産党、三好和幸です。 通告に従い、一般質問をします。

「防災用として公的入浴施設が必要」じゃないか。

台風など、気候変動による水害、地震、近年には猛暑などありますが、今年に入り、埼玉県での路面の陥没によって住民が被災し、避難を余儀なくされたり、また、岩手県では、大規模な山林火災が発生し、住民が被災し、避難されました。

亡くなられた方、けがをされた方、住宅被害に遭われた方に心からお見舞い申し上げます。 1日も早い復興をお祈りいたしております。

そこで第1の避難所として使われるのが、公的施設です。その集団避難区生活において、水はとても大事です。特に風呂はとてもありがたいと言われます。

埼玉県の陥没事故で、近隣の被災された住民の方々から、風呂が使えず、とても辛いとの声があり、地域の銭湯の方が無償で住民に提供しているとの話もお聞きしました。

わが町でも、去年は猛暑で高齢の方が、もみじ温泉で朝から夕方まで避暑地として利用しているということも多く聞かれました。

温泉は痛みや苦痛を和らげ、活力が出ます。高齢者は加齢とともに病気が増えます。自助努力でなく、元気で自立でき、高齢者の知恵と力が発揮できる、活気があり長生きできるまちを続けるためにも、公的入浴施設は必要だと考えます。

平成18年、合併当時は梅の里ともみじ温泉の2つの温泉施設がありました。梅の里は廃止され、残されたもみじ温泉も、今年6月末をもって休止すると聞きましたが、住民からは公的浴場の強い根強い要望が多く聞かれます。

東かがわ市では、白鳥温泉が2023年の3月26日をもって、一旦は閉館となりましたが、温泉を復活して欲しいとの声は、現在でも途切れることなく、多くの市民の中に渦巻いており、温泉復活の要望が強く、署名活動もされているとお聞きしました。

自治体の一番の仕事は、住民の福祉向上です。この立場から、町民の福祉施設として、復活を求めることは、主人公である町民の正当な要求であると確信します。

ぜひ存続していただきたいと思いますが、いかがお考えか、お聞きいたしま

す。

○議長（河野）前田町長。

○町長（前田）はい、議長。

○議長（河野）町長。

○町長（前田）議長。

○町長（前田）ご質問にお答えをいたします。

令和6年9月の定例会において答弁をしている内容と重なりますが、平成18年の合併により、各社会福祉協議会に併設されました公的入浴施設として2施設がありました。それぞれ経年劣化のため、梅の里は令和5年度より廃止となり、もみじ温泉も今年で31年を経過し、痛みがひどく、ここ10年間でも、サウナやトイレ、エアコンや加圧ポンプ等に約2千7百万円余りの多額の修繕改修費を費やしていると聞いております。現在も濾過機の故障により、一部浴槽の水張を停止して営業を継続しておりますが、令和7年6月末をもって一旦休止をすることとなっております。

今後の方向ですが、町社会福祉協議会が令和3年度に民間設計コンサルに依頼した見積金額は、浴場系の改修費のみで約1億3千万円余りと聞いております。物価高騰の影響により、改修費用がさらに膨らむことが予測されており、現時点では、防災用として改修する予定はありません。

しかしながら、今後のもみじ温泉施設のあり方、活用方法については、町社会福祉協議会と十分協議をし、検討していきたい、そのように考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○2番（三好和）はい、議長。

○議長（河野）三好君。

○2番（三好和）答弁ありがとうございました。

先ほどの西村議員からもお話がありましたが、先日よりの大船渡の林野火災においても、被害家屋210件、被災者4,000人で、10日たった今、やっと制圧されたとお聞きしました。

私も14年前に東日本震災で気仙沼に支援に行ったことがあります。避難所での住民の雰囲気はすごく殺気立って、みんながチリチリしてるっていうのを覚えてます。そのとき自衛隊が、仮設の風呂を開設いただき、それに喜んで20人ぐらいが入れるっていうところに行ったときに、すごく笑顔になったことを思い出します。やはり風呂は住民を、特に高齢者を和ますには大事な施設だと思うんですね。

施設の利用料金が安価なので経営が困難なのは理解します。また修繕費もかなりかかるのは理解しますが、介護予防の観点からも、利益がでなくても、ト

ントンを目指すということでの存続を期待するのですが、再度質問しますがいかがでしょうか。

○議長（河野）土肥健康福祉課長。

○健康福祉課長（土肥）三好和幸議員の再質問にお答えします。

もみじ温泉の状況、もちろん高齢者がお風呂利用するということにつきましては、もう十分理解しているつもりでございますが、先ほど申しあげましたような維持費、それから改修費等、多額の費用がかかるということで、今後、どういうふうにするかというのは十分協議していくと町長答弁のままではあります。真摯にその辺をとらえて、考えていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）再々質問はございませんか。

○2番（三好和）ありません。

○議長（河野）三好君の1問目の質問が終わり、2問目の質問を許します。

○2番（三好和）はい。

○2番（三好和）「国保の都道府県化を考える」という題で、国民健康保険制度の都道府県単位化が行われて、1年が経とうとしております。それまでは市町村が担っていた国保の運営に都道府県が加わり、保険料算定の仕組みが大きく変わりました。国保会計の支出に当たる保険給付費等は、同じく収入に当たる公費と被保険者が納める保険料で賄われております。

都道府県単位化が行われるまではこの計算を市町村が行い、保険料も納めておりました。都道府県単位化後では、都道府県が国保の財政運営に責任を持つとされたことで、仕組みが大きく変わりました。

まず、都道府県が全体の保険給付等に必要な額を賄うための金額から公費を差し引いた額を市町村に求める納付金の総額として決め、次に各市町村の事業費などを勘案し、納付金額を各市町村に割り振ります。市町村は割り振られた納付金額から繰り入れる公費分を差し引き、残りの額を、保険料の付加価値総額として決めるようになりました。

国は都道府県の「準統一、完全統一」という方向を目指しており、従来は市町村の医療費水準の差を考慮して、各市町村の納付金を割り振っていました。準統一では、どの市町村も医療費水準を同じとみなして、納付金を算定します。

次に市町村レベルの統一として、市町村の裁量だった応能応益割の算定方式の統一と市町村の一般会計からの国保特別会計への繰り入れである法定外繰入をすべて解消していく、この段階で、納付金の金額で大まかな保険料水準が決まるようになります。

これに加えて、準統一の段階までは、市町村が保険料を決める際に考慮している収納率をなくすのが完全統一だそうです。

現在、綾川町では、2023年の国保繰越金プラス基金の合計でも、1人当たりの金額でも、県下8市9町の中で上位3位、4位にあります。令和7年度、国保特別会計財政調整基金予算を見ますと、3億5千万余の積立金があります。お隣の丸亀の国保の財政調整基金は10億余とありますが、被保険者で言えば、丸亀市は2万人で、綾川町の4.3倍です。

また、住民は物価高騰、特に食料品、光熱費の値上げに苦しんでおります。

国民の4人に1人が加入し、国民皆保険制度の柱を担う国保が、他の医療保険制度に比べて、不公平で、庶民に重い負担を強いる制度となっております。国保加入者の1人当たりの保険料は、政府の試算でも、中小業者の労働者加入する協会けんぽの1.3倍、大企業労働者が加入する組合健保の1.7倍という水準であります。

国保が協会けんぽの被用者保険と比べて高くなる大きな要因は、所得に保険料率を掛ける所得割、固定資産税の額に応じてかかる資産割の他に、世帯員の数に応じてかかる均等割、各世帯に定額でかかる平等割が合算して、算定されております。

国保の構造的問題は以前から指摘されてきた制度の問題であり、国の対策は必要だと思います。

先の施政方針演説で、被保険者の減少と医療費の増加が続いているが、国保財政の健全運営に努めたことにより、保険料は据え置きとありました。国は、保険料減免のために行っている法定外繰入の削減、解消をしつこく迫ってきますが、対象とならない決算補填目的以外の法定外繰入もあります。高過ぎる国保料が町民の生活を苦しめています。負担軽減をするため、保険料の引き下げをしていただきたいと思います。ぜひよろしく願いいたします。

○議長（河野）前田町長。

○町長（前田）はい、議長。

○議長（河野）町長。

○町長（前田）はい、議長。

○町長（前田）質問にお答えをいたします。

国民健康保険制度につきましては、団塊世代の後期高齢者への移行や社会保険の適用拡大によりまして、被保険者が減少する一方で、医療の高度化に伴い、被保険者一人当たりの医療費が毎年上昇しており、依然として厳しい状況にあります。また、保険料率につきましては、県内では香川県国民健康保険運営方針に基づきまして、令和6年度から県内市町の医療費水準を同一にする「納付金ベースの統一」を実施し、現在は令和18年度までの「完全統一」を目指すよう議論を進めております。

そのような中、綾川町においては、令和5年度の被保険者一人当たりの医療

費は県平均より約5万円高い55万円となっており、令和5年度には、高医療市町に指定されるなど、県内でも依然として高い状況が続いています。保険税率につきましては、県の事業費納付金や収納額等を考慮し、国からの交付金等を活用して、令和4年度から据え置いている保険税率を令和7年度についても引き続き据え置くこととしており、基金を取り崩しての保険税の引き下げは予定をしていません。

また、中間所得の被保険者に配慮するため、高所得者の賦課限度額および低所得者の軽減判定所得の基準額の引き上げについても、令和7年4月1日に施行する予定です。

国民健康保険税の引き下げを実現するためには、住民の健康増進と医療費の適正化に努めることが最も重要となるため、引き続き、後発医薬品の使用促進や重複・多剤投薬の防止、特定健康診査による疾病の早期発見、早期治療、保健指導によります保健事業の充実に、より一層取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○2番（三好和）はい、議長。

○議長（河野）三好君。

○2番（三好和）はい、議長。

○2番（三好和）答弁ありがとうございました。

私も県下単一化といえ、広域水道企業団が思いつかれるわけですが、統一化されれば料金はならされますから値上がりが予想されます。また国保加入者は自営業、フリーランス、年金受給者、無職の方などが多く加入されております。

また、事業所の社会保険加入の強制化とか、高齢者が後期高齢者に移行されますので、国保加入者は年々300人ぐらひは減少しているとお聞きしました。県下でも大きな市とかはほぼ基金がないに等しいぐらひですので、我が町の職員の方の努力は大いに認めております。

確かに町長の言われる、被保険者の減少と医療費の増加で保険税率の据え置きすることは、実質の値下げだとも思いますが、それにしても3億5,000万円は多いと思います。国保法では市町村が保険料の賦課決定を行うと定めています。そこは、都道府県単位化前と変わりありません。ですから、せめて1世帯1万円ぐらひの値下げを求めますが、いかがでしょうか。

○議長（河野）辻村保険年金課長。

○保険年金課長（辻村）三好和幸議員様の再質問についてお答えいたします。

国民健康保険につきましては先ほど町長の答弁にもございました通り、1人当たりの医療費が年々増加している中で、本来ならば国保税を見直していくと

ころでございますが、納税率の向上や保健事業に取り組むことで、また、国の特別調整交付金、こちらを活用し、令和4年度から据え置いている状況でございます。

質問の中で、基金を活用して、保険税を取り下げることではございますが、令和5年度末の基金保有額は、県内でも4番目の保有額でございます。基金の充当の目的の1つは、収納不足の際の事業納付金への充当、また、町単独の保健事業の活用など、こちらの方を考えており、現在、香川県内で18年度までの保険料完全統一、こちらを進めている中で、綾川町独自で財政調整基金を活用して、保険税を下げることは今のところ考えておりませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、答弁といたします。

- 議長（河野） 再々質問はございませんか。
- 2番（三好和） ありません。
- 議長（河野） はい。
- 2番（三好和） ありません。
- 議長（河野） 以上で、三好君の一般質問を終わります。